○大分市公衆浴場法施行細則

平成9年3月31日

規則第46号

(趣旨)

第1条　この規則は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び[大分市公衆浴場法施行条例(平成24年大分市条例第54号。以下「条例」という。)](javascript:void%20fnHonLink(727,'q5020893042510021.html','top'))の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平15規則28・平25規則5・一部改正)

(営業許可の申請)

第2条　法第2条第1項の規定により公衆浴場の営業の許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書([様式第1号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y1')))に関係書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(平15規則28・旧第3条繰上)

(営業許可書等の交付)

第3条　保健所長は、法第2条第1項の規定に基づき営業の許可をしたときは公衆浴場営業許可書([様式第2号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y2')))を、同条第2項の規定に基づき営業を許可をしないこととしたときは公衆浴場営業不許可通知書([様式第3号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y3')))を申請者に交付するものとする。

(平15規則28・旧第4条繰上)

(営業者の地位の承継の届出)

第4条　法第2条の2第1項の規定により浴場業を営む者(以下「営業者」という。)の地位を承継した者は、同条第2項の規定により、その原因が相続によるものにあっては公衆浴場営業承継届(相続用)([様式第4号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y4')))に、合併によるものにあっては公衆浴場営業承継届(合併用)([様式第5号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y5')))に、分割によるものにあっては公衆浴場営業承継届(分割用)([様式第6号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y6')))に関係書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(平13規則25・一部改正、平15規則28・旧第5条繰上)

(許可内容の変更等の届出)

第5条　営業者は、次の各号に該当するときは、省令第4条の規定により、10日以内に当該各号に定める届書に関係書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(1)　公衆浴場営業許可申請書又は公衆浴場営業承継届の記載事項を変更したとき　／公衆浴場営業許可申請書／公衆浴場営業承継届／記載事項変更届([様式第7号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y7')))

(2)　営業の全部若しくは一部の停止又は廃止をしたとき　公衆浴場営業停止(廃止)届([様式第8号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y8')))

2　営業者が公衆浴場の構造設備を変更したときは、前項第1号の届書に変更後の構造設備の平面図を添付しなければならない。

3　営業者が営業を廃止したときは、第1項第2号の届書に公衆浴場営業許可書を添付しなければならない。

(平12規則102・平13規則25・一部改正、平15規則28・旧第6条繰上)

(患者の入浴許可の申請等)

第6条　法第4条ただし書の規定により入浴の許可を受けようとする営業者は、患者入浴許可申請書([様式第9号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y9')))に関係書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

2　保健所長は、前項の入浴の許可をしたときは患者入浴許可書([様式第10号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y10')))を、同項の入浴の許可をしないこととしたときは患者入浴不許可通知書([様式第11号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y11')))を申請者に交付するものとする。

(平13規則25・一部改正、平15規則28・旧第7条繰上)

(基準緩和の判断)

第7条　保健所長は、[条例第4条第2項](javascript:void%20fnHonLink(727,'q5020893042510021.html','j4_k2'))の規定による基準の緩和を判断するに当たっては、[同項](javascript:void%20fnHonLink(727,'q5020893042510021.html','j4_k2'))の規定の適用を受けようとする者から提出された公衆浴場構造設備基準緩和依頼理由書([様式第12号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y12')))により行うものとする。

2　保健所長は、[条例第5条第3項](javascript:void%20fnHonLink(727,'q5020893042510021.html','j5_k3'))の規定による基準の緩和を判断するに当たっては、[同項](javascript:void%20fnHonLink(727,'q5020893042510021.html','j5_k3'))の規定の適用を受けようとする者から提出された公衆浴場衛生措置基準緩和依頼理由書([様式第13号](javascript:void%20fnOwnLink(242,'q5020300042510021.html','Y13')))により行うものとする。

(平25規則5・全改)

(水質検査)

第8条　[条例第5条第1項第15号](javascript:void%20fnHonLink(727,'q5020893042510021.html','j5_k1_g15'))の水質検査(以下「水質検査」という。)は、1年に1回以上行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水に係る水質検査は、1年に2回以上(塩素系薬剤以外のもので消毒される浴槽水にあっては、1年に4回以上)行うものとする。

3　第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げるものに係る水質検査を省略することができる。

(1)　原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水(以下この号から第3号までにおいて「供用水」と総称する。)のいずれか又は全ての消毒を行う場合　当該供用水のうち消毒を行ったもの

(2)　浴槽水の消毒を行わない場合　当該浴槽に注入される原湯及び原水(前号の規定により水質検査を省略することができるものを除く。)並びにこれらと同一の水源から供給される供用水

(3)　2以上の供用水(前2号の規定により水質検査を省略することができるものを除く。以下この号において同じ。)が同一の水源から供給される場合　当該同一の水源から供給される供用水のうち任意の1つ以外のもの

4　水質検査に係る結果の報告は、当該水質検査に係る結果の通知を受けてから15日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、水質検査を行った検査機関が発行する水質検査の結果書の写しを添付して行わなければならない。

(1)　営業者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

(2)　施設の名称及び所在地

(3)　水質検査を行った浴槽が循環式であるか否かの別

(平25規則5・全改、平25規則82・一部改正)

附　則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成12年規則第102号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際改正前の大分市公衆浴場法施行細則様式第1号及び様式第4号から様式第8号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成13年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年規則第28号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成17年規則第33号)

(施行期日)

1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際この規則による改正前の規則に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成25年規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成25年規則第82号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。